

平成 29 年 12 月 13 日

各 位

会社名	株 式 会 社	原 弘 産
代表者名	代表取締役社長	岡 本 貴 文
	(コード番号 8894 東証第 2 部)	
問い合わせ先	取 締 役	津 野 浩 志
電話番号		0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

### 債権の回収不能に関するお知らせ

本日開催の当社の取締役会において、当社の貸倒引当金設定済みの海外債権につきまして、当該債権を回収することが極めて困難である状況を踏まえ、貸倒償却の決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 相手方の概要

相手方については、下記 2. に記載の事情から、現時点におけるプロフィールの詳細について確認がとれないため、記載は控えさせていただきます。なお、当社と相手方の間には、本件取引以外の取引関係はなく、人的関係や資本関係、関連当事者への該当は一切ありません。

#### 2. 回収不能となった経緯

当社は、平成 17 年 3 月 8 日、ヨーロッパにおける風力発電機の製造及び販売を行うため、オランダに Harakosan Europe B.V. を設立しました。その後、当社は、平成 19 年 2 月に、Harakosan Europe B.V. が製造した風力発電機を外国企業に売却し、売却代金債権（以下「本件債権」といいます。）を売掛金として計上し、当該外国企業からは、3 度に分けて入金をいただきましたが、その後に、発電トラブルを理由に紛争が生じ、代金の支払いが停止しました。当該外国企業との連絡窓口にあっていたのは、Harakosan Europe B.V. の役職員であったところ、当社は、平成 21 年 8 月 28 日、当社が保有している風力発電事業に係る特許権及び Harakosan Europe B.V. の当社保有株式の全部を、STX Heavy Industries Co., Ltd に譲渡したため、現在、当社は、本件債権に係る資料等を保有できていない状況です。

本件債権については、当社子会社役職員によって回収の努力が図られておりましたが、現在では既に最終の入金から長期間が経過していること、売買契約の準拠法が外国法である可能性も高く時間の経過により消滅時効その他の抗弁を主張される可能性もあること、当時の事情を知る役職員がおらず資料もない状況で、海外で本件債権を回収するための訴訟を提起した場合、これに要する費用と比較してリスクが高いこと等を考慮した結果、当社は、経済的合理性の観点から、法的手段によって本件債権を回収することを断念することといたしました。

以上のようなことから、当社は、再建に向けた過去案件の処理として、当該売掛金債権は、貸倒

償却することが妥当であると判断いたしました。

### 3. 債権の種類及び金額

債権の種類	金額	純資産に対する割合
売掛債権	71,708,200 円	6.5%

注1 為替レート 119.70 円 / ユーロ 適用 (平成 29 年 8 月 31 日現在)

### 4. 業績に与える影響

当該債権は、貸倒引当金を設定済みのため、平成 29 年 10 月期の当社業績への影響は軽微であります。今後公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

なお、業績予想につきましては、本日公表しました「平成 29 年 10 月期業績予想と実績の差異に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上